



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年3月16日（月）
問い合わせ先：学校施設課
課長：土井
担当：小暮、田嶋
電話：829—1633
内線：3931、3944

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業中における
市立小・中・高等・中等教育学校の校庭等の開放について

児童生徒の健康保持及び運動する機会を確保する観点から、下記のとおり市立小・中・高等・中等教育学校の校庭等を開放することとしましたのでお知らせします。

記

1 児童生徒への校庭開放について

- (1) 期間 3月18日（水）から3月31日（火）までの土・日曜日、祝日を含む毎日
- (2) 時間 午前8時30分から午後4時まで
- (3) 対象者 在校生及びその保護者
- (4) 注意事項 遊具・鉄棒など体育施設の使用及び部活動は禁止

2 放課後児童クラブ及び放課後デイサービスに開放する学校施設について

- (1) 開放する学校施設 校庭、教室、図書室
※体育館につきましては、感染リスクを考慮し開放しません。
- (2) 期間 3月18日（水）から3月31日（火）までの土・日曜日、祝日を含む毎日（ただし、教室と図書室は月曜日から金曜日）
- (3) 時間 午前8時30分から午後4時まで